

令和7年度 第2回山梨県公共事業評価委員会

- 1 日時：令和7年7月9日（水）10:30～15:30
- 2 場所：山梨県防災新館4階 407・408
- 3 出席者（敬称略）
（委員）有賀一広、内川義行、岡村美好、斉藤成彦、辻千鶴、堤大三、保坂ひとみ、
馬籠純、宮川雅至、渡辺たま緒（五十音順）
（県）治山林道課・耕地課・道路整備課・都市計画課・治水課・砂防課職員
（事務局）県土整備部総括技術審査監、森林環境部主幹、農政部主幹、県土整備部主幹、
県土整備総務課職員
- 4 傍聴者等の数 0人
- 5 会議次第
 1. 開会
 - (1) 委員長あいさつ
 2. 議事 議事録のページ
 - (1) 調書の修正箇所説明 P2

再 9	県土	街路事業	（都）太田町蓬沢線ほか2路線
再 8	県土	道路事業	（主）甲府昇仙峡線（山宮拡幅Ⅱ期）
再 10	県土	街路事業	（都）高畑町昇仙峡線（Ⅱ期工区）
再 7	県土	道路事業	（主）甲府昇仙峡線（新長とろ橋）
事前1	県土	治水事業	湯川
事後3	農政	中山間地域整備事業	天王原
再 3	農政	農地整備事業	中山
 - (2) 審議対象箇所の事業説明

事後2	森林	林道事業	菅野盛里線	P2
再 1	森林	林道事業	細野鹿留線	P3
事前2	県土	急傾斜地崩壊対策事業	下部の2	P4
再 2	農政	農地整備事業	穴山	P5
再 4	農政	中山間地域整備事業	甲斐駒東部	P6
再 5	農政	中山間地域整備事業	黒駒東	P7
再 6	農政	中山間地域整備事業	身延南部	P8
 3. 閉会

6 議事概要

(1) 調書の修正箇所説明

事務局から説明を行い、出席委員により確認された。

(2) 審議対象箇所の事業説明

<事後評価事業>

事後2 森林 林道事業 【菅野盛里線】

(質疑応答)

○委員：主要目標の森林整備の効率化について、徒歩 30 分以内に到達できる範囲内の人工林率により評価しているが、利用区域はその範囲外にもあることから、今後は、利用区域内の平均徒歩時間により評価してはどうか。

●治山林道課：検討する。

○委員：調書 6 ページの図中の緑色及び調書 7 ページの利用区域外の緑色は何を示しているのか。

●治山林道課：人工林を示している。分かりやすくするため、凡例を修正する。

○委員：事業費や期間が再評価時点に比べ減少した理由は何か。

●治山林道課：現場状況を詳細に確認し、法面保護工の工種を単価の低いものに変更するなど、コスト削減を図ったため。

○委員：近年、山林火災が多発しているが、副次効果である防火帯について効果の検証をしているか。また、山林火災の拡大要因である樹冠火に伴う飛び火への対応策について、何らかの検討が進められているのか。

●治山林道課：大月市で発生した大規模な山林火災では、周辺地域に林道が整備されていなかったため、林道整備による効果の検証は実施できなかった。なお、樹冠火による火災拡大の防止策については、他県の事例や先行事例の情報収集を行い、今後その有効性について検証を行っていく。

○委員長：この事業に関しては、今後の事後評価の必要は特段ないという判断でよろしいか。

○委員：異議なし。

<再評価事業>

再1 森林 林道事業 【細野鹿留線】

- 委員：計画延長の変更があるが、区間の変更もあるか。
- 治山林道課：区間の変更はない。
- 委員：これまで開設してきた部分での効果として、森林整備の実施状況を確認したい。
- 治山林道課：既に利用区域の大部分で間伐等の森林整備を実施している。
- 委員：また、治山工事の実施状況も確認したい。
- 治山林道課：沿線の荒廃した溪流において治山ダム工を実施している。
- 委員：そうした情報も調書に追加してほしい。
- 治山林道課：追加する。
- 委員：治山事業経費がなぜ縮減されるか確認したい。
- 治山林道課：林道を利用することにより、索道による資機材の搬入が不要となる等、経費が縮減される。調書内にこのことを記載する。
- 委員：法面保護工の増工について、数量や単価の差を確認したい。
- 治山林道課：斜長及び単価がともに増加している。具体的な数値を調書内に記載する。
- 委員：治山事業の便益と重複しないのか。
- 治山林道課：治山事業の便益とは重複しない。治山事業の費用対効果分析において、工事費（C）は林道を利用した経費としている。
- 委員：法面保護工が増工となった範囲はどこか。
- 治山林道課：4ページの図面⑧のあたりで開設単価が高くなった。図面に「法面保護工増工箇所」と明示する。
- 委員：延長が伸びた箇所はどこか。
- 治山林道課：詳細な測量設計の実施により、どこかに固まって伸びたわけではなく、全体的に延長が増加した。
- 委員：8ページの事業実施前に赤線範囲が図示されているがなぜか。
- 治山林道課：既設の道があるためである。幅員が狭いので本事業により改築を実施している。
- 委員：図面に縮尺スケールを図示すると理解しやすい。
- 治山林道課：追加する。
- 委員長：この事業に関しては、継続としてよろしいか。
- 委員：異議なし。

<事前評価事業>

事前2 県土 急傾斜地崩壊対策事業 【下部の2】

(質疑応答)

- 委員：保全人家①の西側の建物は人家ではないのか。
- 砂防課：車庫である。
- 委員：保全人家には人が住んでいるのか、何人住んでいるのか、その確認はどのように行っているのか。
- 砂防課：現地調査により居住状況を確認している。居住者数は把握していない。
- 委員：崩壊土砂防護柵工と重力式擁壁工の使い分けについて説明してほしい。
- 砂防課：家屋と斜面の間にスペースがあれば重力式擁壁工を採用し、スペースがなければ崩壊土砂防護柵工を採用。
- 委員：この箇所以外にも崖崩れ対策の事業は行っているのか。
- 砂防課：急傾斜地対策事業はこの箇所を含め今年度春には8件を評価会議にかけている。
- 委員：ここの道路は県道か、町道か。道路の先は行き止まりか。
- 砂防課：県道は図面下方へ向かっている線で、主な保全対象は町道。この町道の先は行き止まり。
- 委員：土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域とはどういったものか。
- 砂防課：基礎調査の実施により土砂の崩壊のおそれのある箇所を土砂災害警戒区域に指定している。また、著しい被害が想定される箇所を土砂災害特別警戒区域に指定している。
- 委員：この地域の災害履歴は。
- 砂防課：災害履歴はない。
- 委員：負担金があるため地元の負担が大きいと思うが、地元から要望があったのか。
- 砂防課：町から要望があった。
- 委員：用地取得の見込はたっているか。
- 砂防課：町からの要望の中で、地元の協力が得られるとなっているため、用地寄付を受けられる見込み。
- 委員長：この事業については、実施としてよろしいか。
- 委員：異議なし。

<再評価事業>

再2 農政 農地整備事業 【穴山】

(質疑応答)

- 委員：ため池護岸工の変更理由は。
- 耕地課：山側からの湧水が確認されたため、ため池へ円滑に流入させるよう、護岸の構造をブロック積みからふとんカゴ工に変更した。
- 委員：再評価は今回が初めてか。
- 耕地課：今回が初めてである。
- 委員：現計画と当初計画との違いは。
- 耕地課：農林水産省の補助事業は、物価変動等に対応するため毎年総事業費や事業内容について国と協議しており、当初計画に対してその協議結果を反映したものが現計画となっている。
- 委員：鳥獣害防止施設の増は今回が初めてか。
- 耕地課：今回の変更で初めて追加する。
- 委員：畑地帯総合整備事業であるが、受益内には水田もあるのか。また平面図において畑地帯と水田地帯の色分けはできるか。
- 耕地課：多くが畑地であるが一部水田もある。畑地と水田が混在する地域であるため、農地を色分けすると見づらくなるため、同一色で表記している。
- 委員：4ページで着色されている農地は、R8以降何らかの工事を実施する箇所か。
- 耕地課：黄色着色されている農地は、農道や水路の受益地である。R8 施工予定路線の着色と色が判別しづらいため、表記方法について検討する。
- 委員：鳥獣害防止施設について、追加箇所以外は整備しないのか。
- 耕地課：現時点では鳥獣による被害が確認されていないため、本事業での整備は行わない。
- 委員：6ページ右下の写真は被害状況とあるが、対策状況ではないか。
- 耕地課：農家による対策状況の写真であるため、修正する。
- 委員：ため池は平面図のどこにあたるか。また、県道との位置関係は。
- 耕地課：4ページ平面図の2番の矢印が指しているのがため池である。県道については、ため池の上を橋梁が通っている。
- 委員：区画整理を見送る理由は。
- 耕地課：区画整理工事を行う場合には、樹の伐採が必要となる。現在桃の樹が成園化し

ているが、一度桃の樹を伐採してしまうと、工事後に再度植え付けを行い収穫できるまで年数を要する。工事の必要性は地元も認識しているものの、本計画期間内での樹の伐採を伴う区画整理工事の実施は見送ることとなった。

○委員：区画整理を見送った箇所は平面図のどこにあたるか。

●耕地課：ピンク色の点線で囲われた区画整理3工区、4工区が該当している。

○委員：3ページ③総事業費の変更内容については、現計画と変更計画を比較しているが、2ページのB/Cは当初計画と変更計画を比較している認識で良いか。

●耕地課：B/Cについては、当初計画と変更計画の比較を記載している。

○委員長：この事業に関しては、継続としてよろしいか。

○委員：異議なし。

<再評価事業>

再4 農政 中山間地域整備事業 【甲斐駒東部】

(質疑応答)

○委員：用水はどのようなルートで水が流れているのか。また、写真にある施設の構造について教えてほしい。

●耕地課：河川から取水し、既存の水路を通り下流の農地に供給できるようにしている。施設は沈砂池。川から取水した用水には砂が含まれているため、沈砂池に堆積させ、上澄み水を下流へ供給する。

○委員：溜まった土砂は定期的に撤去する必要があるのか。

●耕地課：堆積した砂は、土砂吐ゲートから川へ放流するほか、余水吐を整備、取り過ぎた水は河川へ放流する設備も備えている。

○委員：事業開始から10年間、農地はどう使われているか。

●耕地課：10年間耕作は継続されているが、将来の意向も確認し担い手の参入も検討して整備している。

○委員：用排水施設の変更増額が大きい沈砂池は複数あるのか。

●耕地課：複数の沈砂池を整備予定である。

○委員：凡例の工種の番号と図面に記載されている番号の整合がとれない。

●耕地課：当初計画から現計画に至るまでに落とされた路線も含めて通し番号で記載しているため分かりづらくなっている。表記について検討する。

○委員：写真を見る限り、区画整理の切盛土量が増加したことが分かりづらい。

- 耕地課：写真に写っている道路より右側も区画整理範囲であり、区画拡大及び傾斜緩和のために工区全体で切盛土量が増加している。
- 委員：新たな担い手は既に参入しているのか。
- 耕地課：一部のエリアで担い手が参入し営農を開始している。
- 委員：進捗率 R7 時点において実績と変更計画で差がでるのはなぜか。
- 耕地課：進捗率については金額ベースで記載しているため、変更計画は総事業費が増えていることから進捗率に差が出ている。
- 委員：区画整理のエリア外の建物はなにか。区画整理の写真位置の矢印方向はあっているか。
- 耕地課：太陽光パネルである。矢印位置について修正する。
- 委員：現計画から変更計画の内容についてしか評価できないので表記の方法について検討していただきたい。
- 耕地課：検討する。
- 委員長：この事業に関しては、継続としてよろしいか。
- 委員：異議なし。

<再評価事業>

再5 農政 中山間地域整備事業 【黒駒東】

(質疑応答)

- 委員：当初計画から現計画までに事業量の変更はないのか。
- 耕地課：当初計画から現計画までに事業量の変更はなく、今回の評価時点で見直しを行っている。
- 委員：この地区は果樹栽培がメインか。
- 耕地課：果樹栽培がメインの地区。
- 委員：担い手の参入についてはどのような調整しているか。
- 耕地課：地域との話合いの中で担い手の参入も検討している。
- 委員：区画整理の便益算定に使用する作物は実績なのか。
- 耕地課：実績ではなく、現況の耕作者が整備後も継続して果樹を耕作することを想定して便益を算定している。
- 委員：鳥獣害防止施設の事業費は減額となっているが効果はどう反映しているか。
- 耕地課：他事業で整備しており、受益面積は変わらないため効果も変わらない。

- 委員：整備後の説明文書に誤記がある。
- 耕地課：修正する。
- 委員：搬入路と橋梁の位置関係を教えて欲しい。大型重機が搬入出来る場合は違う工法があるのか。
- 耕地課：橋梁の位置について図示できなかったが搬入路に近接している箇所に橋梁を整備予定。一般的に鋼管杭があり、大型重機で杭を打ち込んでいく工法がある。
- 委員：工区数に対して農家数は何人なのか。耕作放棄地はどれくらいあったのか。
- 耕地課：整備前38名に対し整備後35名であり、同じ農家が複数の農地を持っていた。整備前は一部耕作放棄地があったが、果樹の栽培を継続している。
- 委員長：この事業に関しては、継続としてよろしいか。
- 委員：異議なし。

<再評価事業>

再6 農政 中山間地域整備事業 【身延南部】

(質疑応答)

- 委員：用排水路の整備前は素掘りのトンネルか。どのくらい事業費がかかったか。
- 耕地課：先人たちが掘り進め素掘りの水路であり、崩落の危険性があった。延長約140mに対し約120,000千円費用がかかっている。
- 委員：どの事業も鳥獣害防止施設が必要だと感じるが、整備だけでなく生態管理は行っているのか。
- 耕地課：鳥獣被害防止対策協議会が立ち上がっており、各部局で連携を図っている。
- 委員：4ページの図面と凡例の色が分かりづらい。
- 耕地課：表記について検討する。
- 委員：収穫祭で県外からも訪れた記載があるが、観光等の効果を反映しないのか。
- 耕地課：都市農村交流効果を見込むことは可能だが、生産基盤を主と考えており、十分効果が出ていたため計上していない。
- 委員：「①事業目的及び効果」の文中には身延ICの記載があるが、4ページには記載がない。身延ICとはどこか。
- 耕地課：事業開始時は中部横断自動車道が開通しておらず、仮称身延ICとしていたが、正式名称は下部温泉早川ICのため修正する。
- 委員：7ページの上から2つ目の説明文に誤記がある。

●耕地課：修正する。

○委員：4 ページの計画平面図農道や鳥獣害防止施設の路線番号が一部抜けているのは、前回までの変更において路線を廃止したことにより欠番になっているということで良いか。そうであれば、調書上において分かりやすく表現をしてほしい。

●耕地課：質問のとおり、前回までの変更において路線を廃止したことにより欠番になっている。調書の表記については検討する。

○委員：認定農業者の認定はあけぼの大豆にかかるものか。認定農業者ではないと農地は借りられないのか。

●耕地課：品種の認定という意味合いでは無く、地域の中心経営体を各市町村が認定した方を指している。農地自体はだれでも借りられるが、地域との話合いの中で営農条件がよくなった農地を担い手に長く耕作してもらうことが重要である。

○委員長：この事業については、実施としてよろしいか。

○委員：異議なし。